

基準病床数制度における 病床の開設許可等について

基準病床数制度に係る法令の規定

規定の概要

病院又は診療所の開設(病床の設置又は増床含む。以下、「開設等」という。)、保険診療の実施に当たっては、関係法令に基づく手続を行う必要があり、この手続に当たっては、医療法及び健康保険法に基づき、一定の基準が設けられている。

医療法の規定

病院又は診療所の開設等を行う場合は、都道府県知事(保健所設置市長、特別区長)に開設等の許可申請を行い、許可を受ける必要がある。この許可申請に係る病床について、営利を目的とする場合を除き、構造設備及び人員配置の要件に適合する場合は、許可を与えなければならない。(医療法第7条)

【病床過剰地域における開設等の許可】

①公的医療機関等※1

都道府県知事は、病院又は診療所の開設等を行う場所を含む二次医療圏が病床過剰地域である場合、医療法第7条第4項の規定にかかわらず、都道府県医療審議会の意見を聴いて、許可をしないことができる。(医療法第7条の2)

②その他の医療機関

都道府県知事は、医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合には、都道府県医療審議会の意見を聴いて、開設等について、勧告を行うことができる。(医療法第30条の11)

健康保険法に基づく規定

保険診療を行うにあたり、病院又は診療所は「保険医療機関」として、厚生労働大臣の指定を受けるため申請を行う必要がある。(健康保険法第63条及び65条)

【指定をしないことができる場合】

- ① 保険医療機関の指定取消の日から5年を経過しない場合等に該当するときは指定をしないことができる。(健康保険法第65条第3項)
- ② 基準病床数を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した数を超えることになると認める場合であって、医療法第30条の11の規定による勧告を受けている場合等に該当するときは、当該申請に係る病床の全部又は一部を除いて指定を行うことができる。(健康保険法第65条第4項)

※1: 公的医療機関等: 医療法第31条に定める公的医療機関(都道府県、市町村その他厚生労働大臣の定める者の開設する医療機関)及び医療法第7条の2第1項2号から8号に掲げる者(共済組合、健康保険組合、地域医療機能推進機構等)が開設する医療機関

基準病床数制度に係る病床の開設等及び 保険診療の実施に関する規定の経緯

1. 医療計画制度の創設以前（～昭和60年）

病床過剰地域において、公的医療機関等に対しては、開設等の規制を実施。その他の医療機関に対しては、規制を行っていなかった。

2. 医療計画制度の創設（昭和60年～）

病床過剰地域においては、公的医療機関等の開設等の規制に加えて、その他の医療機関の開設等の申請に対し、都道府県知事が勧告を行うことができる旨の規定を創設。「勧告」としたのは、憲法に定める職業選択の自由を鑑み、公的医療機関等と同様の規制を行うことが法制的に困難とされたため。

勧告に従わない場合は、保険局長通知※において、保険医療機関の指定を行わない取扱いとしていた。

3. 健康保険法の改正（平成10年～）

健康保険法の改正により、病床過剰地域において、病床の開設許可等に係る都道府県知事の勧告に従わない場合は、保険医療機関の指定を行わないことができる旨が明文化された。

※医療計画公示後における病院開設等の取扱いについて（昭和62年9月21日付保発第69号保険局長通知）

病床過剰地域における病院の開設等・保険医療機関指定に関する手続き

病院の開設等及び保険医療機関指定に関する手続きは以下のとおり。

【公的医療機関等】

医療法

①開設等許可の申請

②病床過剰地域の場合、
都道府県医療審議会への諮問

③開設不許可

健康保険法

【その他の医療機関】

①開設等許可の申請

②病床過剰地域の場合、
都道府県医療審議会への諮問

③勧告の実施

④開設許可

⑤使用許可申請・許可

⑥保険医療機関の指定申請

⑦不指定事由に該当する場合、
地方社会医療協議会への諮問

⑧保険医療機関の不指定

基準病床数制度等に対するこれまでの訴訟の整理(参考)

議論の背景

昭和60年の医療法改正に基づく、医療計画及び基準病床数制度の導入以降、医療機関の「職業選択の自由」及びそれに伴う「営業の自由」について、主に、①医療法に基づく勧告の処分性、②健康保険法に基づく保険医療機関の指定拒否の違法性に関して、以下の判例が出ている。

①医療法に基づく勧告の処分性

医療法に基づく病院開設中止の勧告の保険医療機関の指定に及ぼす効果及び病院経営における保険医療機関の指定の持つ意義を合わせて考えると、この勧告は、行政事件訴訟法にいう「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に当たると解するのが相当。
(最判平17. 7. 15)(最判平17. 10. 25)

②健康保険法に基づく保険医療機関指定拒否の違法性

良質かつ適切な医療を効率的に提供するという観点からされた本件勧告に従わずに開設された本件病院についての保険医療機関の申請につき、医療保険の運営の効率化という観点からされた本件処分は、健康保険法に違反するものとは認められない。

医療法の規定に基づき、病院の開設を中止すべき旨の勧告を受けたにもかかわらず、これに従わずに開設された病院について、保険医療機関の指定を拒否することは、公共の福祉に適合する目的のために行われる必要かつ合理的な措置といえることができるのであって、職業の自由に対する不当な制約であるといえることはできず、憲法22条1項に違反するものではない。
(最判平17. 9. 8)